

特定非営利活動法人日本デフバスケットボール協会  
アンチ・ドーピング規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人日本デフバスケットボール協会（以下「当協会」という。）の活動にあたり、ドーピングに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(ドーピングの禁止)

第1条の2 当協会は、選手の健康を保持するとともに、試合の公平な実施を確保するため、ドーピングを禁止し、ドーピング検査を実施する。

(アンチ・ドーピング規則)

第1条の3 当協会は、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（以下「JADA」という。）と協力し、世界アンチ・ドーピング規程（国際基準を含む。以下「世界規程」という。）、日本アンチ・ドーピング規程（以下「日本規程」という。）及び国際ろう者スポーツ委員会アンチ・ドーピング規則（以下「ICSDAD規則」という。）に基づく全ての義務を履行する責任を担う。

2 当協会は、世界規程に基づき、以下の役割及び責任等を担う。

- (1) 当協会のアンチ・ドーピング規程（以下「本規定」という。）が、世界規程、日本規程及びICSDAD規則（以下、「アンチ・ドーピング規則」という。）に準拠すること。
- (2) JADAの自治を尊重し、その運営上の決定及び活動を妨げないこと。
- (3) 当協会に加盟する団体（以下「加盟団体」という。）に対し、ドーピング検査を行う権限を有する全てのアンチ・ドーピング機関（以下、「アンチ・ドーピング機関」という。）が行うドーピング捜査に協力することを要求すること。
- (4) 加盟団体に対し、コーチ、トレーナー、マネージャー、チームスタッフとして参加する各サポートその他スタッフに対して、アンチ・ドーピング機関に従うことに同意することを、その参加にあたり要求すること。
- (5) 本規定に違反した競技者又はサポートスタッフに対し、資格停止、期間中、交付金及び助成金の交付の全部又は一部を停止すること。
- (6) ドーピング防止教育を推進すること（当協会にて実施するドーピング防止講習会に積極的に参加するよう求めることを含む。）

(本規定の適用)

第2条 本規定は以下の者に対して適用される

- (1) 当協会
- (2) 競技者
- (3) サポートスタッフ

2 本規定違反に対しては、制裁措置が適用される。

(義務)

第3条 競技者は、以下の義務を負うものとする。

- (1) アンチ・ドーピング規則及び本規定を理解し、遵守すること。
- (2) 検体採取にいつでも応じること。
- (3) ドーピング防止にあたり、自己が摂取し使用するものに責任をもつこと。
- (4) 医師に、禁止物質及び禁止方法を使用してはならないという自分の義務を伝え、自ら受ける治療が、アンチ・ドーピング規則に違反しないことを確認する責任をもつこと。
- (5) アンチ・ドーピング機関に協力すること。

2 サポートスタッフは、以下の義務を負うものとする。

- (1) アンチ・ドーピング規則及び本規定を理解し、遵守すること。
- (2) 競技者の検査プログラムに協力すること。
- (3) 競技者の価値観及び行動に対する自己の影響力を行使しドーピング防止の姿勢を育成する

こと。

(4) アンチ・ドーピング機関に協力すること。

(5) 正当な理由なくして、いかなる禁止物質又は禁止方法も使用しないこと。

(検査)

第4条 当協会は、アンチ・ドーピング規則に従い、アンチ・ドーピング機関が行う検査の分析結果を承認する。

(アンチ・ドーピング規則違反の承認)

第5条 当協会は、アンチ・ドーピング機関による、第2条第1項に掲げる者がアンチ・ドーピング規則違反を犯したとの決定を、理事会の議決を経て承認し、かつ尊重する。

(本規定違反)

第6条 前条に掲げる者が、アンチ・ドーピング規則違反を犯すことは、本規定に違反するものとみなす。

(当協会が課す制裁措置)

第7条 アンチ・ドーピング規則違反を犯したと認定された者は、当協会理事会の決定に従い、日本代表選手団又はその選考の資格、本協会からの交付金、助成金及び補助金の交付の全部又は一部を受ける資格、並びに、当協会で役職に就く資格を失うものとする。

2 前項に該当する者に対する制裁措置の期間は、世界規程及び日本規程の第10条及び第11条に従って決定される。

3 本協会は、違反が1回目か2回目か3回目かを判断するにあたっては、アンチ・ドーピング機関によって課された以前の制裁措置のすべてを勘案するものとする。

(通知)

第8条 本規定に基づいて制裁措置が課せられた場合には、本協会はその制裁措置の詳細を下記宛に送付する。

(1) 関係する国際競技連盟

(2) 世界規程第14条1項及び日本規程第14条3項に基づき、通知を受ける権利を有する者

(3) JADA

(4) 本協会が通知を必要とするその他の者又は組織

(不服申立て)

第9条 不服申立てについては、日本規程第13条の規定に従うものとする。

(アンチ・ドーピング規則違反の審査)

第10条 アンチ・ドーピング規則違反を犯したとして記録された者が、後日、当該アンチ・ドーピング規則違反を犯していないことが、スポーツ仲裁裁判所、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構又はアンチ・ドーピング機関により明らかになった場合、本協会はアンチ・ドーピング規則違反及びそのアンチ・ドーピング規則違反の結果として課せられた制裁措置を取り消すものとし、本規定第9条により制裁措置が課された旨通知された全ての者に対し、そのことを報告するものとする。

(解釈)

第11条 本規定において使用された語は、アンチ・ドーピング規則に従い解釈されるものとする。また、アンチ・ドーピング規則は、本規定の一部とみなされるものとし、矛盾が生じた場合は、アンチ・ドーピング規則が自動的に適用され、本規定に優先するものとする。

(改正)

第12条 本規程の改正は、理事会の議決を経て、これを行う。

附 則  
(施行期日)

- 1 この規程は平成30年10月6日より施行する。